

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年11月25日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（16名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 8 番 | 宮 内 保 | 9 番 | 高 木 寛 |
| 10 番 | 飯 嶋 正 利 | 11 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 12 番 | 伊 藤 保 | 13 番 | 島 田 和 雄 |
| 15 番 | 伊 藤 房 代 | 16 番 | 向 後 悦 世 |
| 17 番 | 景 山 岩三郎 | 18 番 | 木 内 欽 市 |

19番 佐久間 茂 樹

20番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

6番 米 本 弥一郎

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
総 務 課 長	伊 藤 憲 治	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	伊 藤 義 隆	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	椎 名 隆
下水道課長	丸 山 浩	消 防 長	川 口 和 昭
水道課長	宮 負 亨	庶 務 課 長	杉 本 芳 正
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了承をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより令和2年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（伊藤 保） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 保） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、宮澤芳雄議員、13番、島田和雄議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（伊藤 保） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの20日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第17号までの17議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（伊藤 保） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第17号までの17議案を一括上程いたします。

議案第 1号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市出張所設置条例の制定について

議案第 4号 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について

- 議案第 5号 旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 17号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（伊藤 保） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

コロナ禍の中で、本当に議員の皆さん方にも日常活動、大変、気苦労があると思います。そんな中での市政発展のためのご活躍を、心からお礼を申し上げたいと思います。

本日、ここに令和2年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,000万円を追加し、予算の総額を471億1,400万円とするものであります。

議案第2号は、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を7億600万円とするものであります。

議案第3号は、旭市出張所設置条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、支所を廃止し、新たに出張所を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定についてでありまして、千葉県と本市の間で生じている再生土の規制における相違を解消し、土地の埋立て等に対する規制の強化を図るため、本市独自の条例を制定するものであります。

議案第5号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編により水道課と下水道課を統合することに伴い、新たに公営企業の設置等に関する条例を制定するものであります。

議案第6号は、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、海上支所、飯岡支所、干潟支所に設置している掲示場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、課名を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまし

て、市役所本庁舎の移転に伴い、福祉事務所の位置を改めるものであります。

議案第12号は、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市内に3か所ある保健センターを1か所に集約するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、当該施設の管理及び運営を教育委員会に移管するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、組織・機構の一部再編に伴い、課名を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号及び議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和3年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、鈴木志敏氏及び伊藤兼道氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

緊急事態宣言解除後、半年が経過し、社会経済活動が徐々に回復する中、各地で感染者が増加していることを受けて、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、今までよりも踏み込んだクラスター対応など、感染防止策を講じなければ、急速な感染拡大に至る可能性が高いとして、政府に対して緊急の提言を行っております。

本市においても、提言に沿った対策を講ずるとともに、市民に対してもわかりやすく情報発信し、注意喚起に努めてまいります。

また、インフルエンザ予防接種費用について、例年行っている65歳以上の方への助成額を増額し、加えて、厚生労働省が接種勧奨を呼びかけている重症化リスクの高い方々へも助成範囲を拡大して、冬にかけて流行する季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備え、対策を講じているところであります。

次に、緊急経済対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市の経済対策として実施するプレミアム率30パーセ

ントの旭市共通商品券については、抽選により当選された3,218世帯に対し、11月7日から引換販売を開始しており、1万5,000セット、販売総額は1億9,500万円分を見込んでおります。

商品券の使用期間は6か月間としており、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の早期回復に繋がるものと考えております。

「中小企業者等事業継続支援金」については、9月30日に申請受付を終了し、1,306件の事業者に対し、2億1,110万円の支援金を給付いたしました。

「農水産業経営継続支援金」については、9月30日に申請受付を終了し、237件の事業者に対し、4,140万円の支援金を給付いたしました。

「子育て世帯臨時特別給付金」については、11月30日をもって申請受付を終了いたします。現在までに、4,505件、7,581万円を給付いたしました。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」については、現在、公的年金等受給者及び家計急変者等の申請を受け付けており、基本給付分778件、追加給付分271件を給付いたしました。

市独自の「新生児特別定額給付金」については、現在までに申請を受け付けた対象者、120件に対して、1,200万円給付いたしました。

「特別障害者等支援給付金給付事業」については、10月30日に特別障害者手当等受給者などの対象者198件すべての方に給付いたしました。

また、市内の障害者福祉サービス事業所を支援する「福祉事業所支援金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた45件の事業所に対して、順次給付を行っております。

「家族介護支援給付金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた対象者154件に対して、順次給付を行っております。

また、市内の介護サービス事業所を支援する「介護事業所支援金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた93件の事業所に対して、順次給付を行っております。

「医療機関支援金給付事業」については、現在までに申請を受け付けた48件の医療機関に対し、順次給付を行っております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

農業後継者の就農意欲の喚起と定着を図るため、9月1日から旭市親元就農チャレンジ支援金の受け付けを開始しております。引き続き就農者への周知と営農形態に合わせた各種の支援を行い、農業の担い手確保に取り組んでまいります。

畜産については、現在、他県において、高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）の感染による家畜被害が発生しております。市内における発生を防ぐため、引き続き各農場における防疫対策の徹底を図るとともに、安全でおいしい畜産物の安定供給を進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

スターライトファンタジーについては、12月1日から来年1月16日まで、海上公民館周辺を会場に開催されます。本年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年行っていたステージショーなどのイベントを中止し、代わりにSNSなどを利用した写真コンテストを実施する予定であります。また、12月15日から来年2月14日まで、「飯岡灯台 恋するライトアップ2020」と題して、飯岡灯台のライトアップを行います。

今後もイベントの開催については、来場者の安全を第一に、「新しい生活様式」を踏まえながら、企画内容等の充実を図ってまいります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響で売上が一時落ち込みましたが、その後回復し、10月までの累計来場者数は前年とほぼ同数となっております。

また、開業5周年を記念した創業感謝祭を10月10日から18日まで開催し、感謝セールをはじめ、土日にはウイナー、豚焼肉の屋台販売が行われました。今後も、東総地区を代表する道の駅として、様々なイベントを開催し、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、旭市学校再編計画について申し上げます。

小中学校の再編については、昨年度に設置いたしました旭市学校再編計画策定委員会で議論を重ね、現在、再編計画の素案を取りまとめているところであります。今後は、議会への説明とパブリックコメントを経て、年度内の策定を目指してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

干潟中学校技術教室棟防災機能強化工事については、10月に契約を締結し、工事に着手したところであります。

また、令和3年度からの実施を予定しておりました、小中学校のトイレの洋式化については、国の学校施設環境改善交付金が、本年度に前倒しで採択されたことから、工事に関する補正予算を、本定例会に提案したところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

小中学校の運動会については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりましたが、一部の学校を除き11月12日までに代替行事を開催したところであり、修学旅行についても同様に、各学校で代替行事を企画し、順次実施しているところでもあります。

また、年末年始の冬季休業については、夏季休業と同様、不足する授業時数を確保するため例年より期間を2日間短縮し、12月26日から1月5日までとする予定であります。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、11月21日に東総文化会館において開催いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため入場制限を行い、関係者のみの大会となりましたが、小学生8名、中学生2名、高校生2名、一般から1名の13名が参加し、自分の思いを力強く発表いたしました。

大会の様子は、市のホームページで配信する予定でありますので、多くの方に青少年健全育成に対する関心を深めていただけるものと考えております。

成人式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、午前・午後の2部開催とし、来年1月10日に東総文化会館大ホールにて執り行う予定であります。

大原幽学記念館については、博物館として登録されたことを記念し、旭市出身で世界的な工芸家である、濤川惣助先生の無線七宝の作品を展示した企画展を10月6日から開催しております。

初公開の作品を含めた展示に反響も大きく、市内外から大勢の方々に来館いただいております。今後も、郷土の先人たちの業績を紹介する企画を通し、旭市の歴史や文化を発信してまいります。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

千葉県高等学校駅伝大会については、10月31日に東総運動場において開催され、男女95チームによる熱いレースが繰り広げられました。

なお、11月から来年2月にかけて予定しておりました「健康体力づくりフェスティバル」、「第16回旭市民駅伝大会」、「第32回旭市飯岡しおさいマラソン大会」はいずれも中止いたしました。

次に、市道の整備について申し上げます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、現在、鉄道横断工事委託により、鉄道のり面部分の土留め工事を施工しており、来年1月からは、地盤改良工事に着手する予定であります。

津波避難道路については、椎名内西足洗線の終点部と銚子連絡道路が重複することが判明したため、今後、本路線の整備方針について、千葉県や関係機関と協議を重ねながら事業を進めたいと考えております。

飯岡地域の横根三川線については、未取得用地の地権者へ引き続き交渉を行っており、現在、取得した用地の工事発注の準備を進めているところであります。

急傾斜地崩壊対策事業については、飯岡地域の横根地先と干潟地域の鐮木地先における道路のり面の復旧等対策工事を実施するため、調査設計業務を発注したところであります。

次に、千葉県の整備事業について申し上げます。

海岸基盤整備事業については、河川開口部10か所のうち、昨年度までに6か所の整備が完了し、残り4か所についても本年度末にすべての整備が完了する予定となっております。

銚子連絡道路については、旭市区間約7.7キロメートル及び銚子連絡道路へ接続するための谷丁場遊正線延伸区間、約490メートルのルートや幅員等を定めた都市計画原案について、10月25日に住民説明会を開催いたしました。

今後、銚子連絡道路の旭市区間については千葉県において、谷丁場遊正線の延伸区間については本市において、それぞれ都市計画手続きを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化については、来年度の施設供用開始に向けて関係条例等の整備のほか、利用者の皆様に直接かかわる事案について調整を行っているところであります。今後も、引き続き組合及び構成市と連携を図り事業を進めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

建設工事については、外壁及びガラスの取り付け工事が終わり、現在、天井・壁等の内装工事や電気・空調機器の設置、駐車場や植栽などの外構工事を行っているところであります。今後も、引き続き安全に十分配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組みながら、工事を進めてまいります。

今後の予定としては、来年3月16日に建物の引き渡しを受けまして、その後、什器備品等の搬入設置を行います。竣工式については、4月17日の土曜日に行うこととし、当日と翌18日に市民の皆様に見学していただくための内覧会を予定しております。また、新庁舎での業務開始については4月26日を予定しているところであります。

なお、竣工式については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、規模等を考慮しながら進めてまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、進行管理を行うためのPDCAサイクルのひとつとして、事業効果の検証等を行いました。11月10日には、市民の代表者で構成された旭市総合戦略推進委員会を開催し、総合戦略に掲載している重点戦略の事業効果について委員の皆様からご意見等を伺いました。

今回は、これまでの単年度の効果検証に加え、第1期の5年間の総括についてもご意見等を伺ったところであります。

4月から第2期がスタートしていますが、5年間の総括を踏まえつつ今後も幅広く意見等を伺いながらPDCAを継続して実施していくことで、総合戦略をより良い計画とし、引き続き、市民の誰もが暮らしやすいまちづくりを行い、将来都市像の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、銚子市沖における洋上風力発電事業について申し上げます。

洋上風力発電施設の促進区域に指定された銚子市沖では、10月に公募参加予定事業者を対象とした説明会が開催され、11月中に公募が開始される予定です。公募の期間は6か月で、その後6か月ほどの審査や評価を経て事業者が選定されます。公募で選定された事業者に対しては、洋上風力発電を通じた本市への地域振興に協力を求めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（伊藤 保） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、補

足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いいたします。

1 ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億3,000万円を追加し、予算の総額を471億1,400万円とするものです。

5 ページをお願いいたします。

繰越明許費補正です。

7款1項商工費、消費者保護対策事業は、消費生活センターで使用するシステムの新庁舎への移設業務です。

9款1項消防費、防災行政無線等整備事業は、防災行政無線等整備事業は防災行政無線システムの新庁舎への移設業務等でありまして、いずれも新庁舎建設工事の工期変更に伴い、年度内完了が困難であることから、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業、その下になります、3項中学校費、中学校施設改修事業は、今回の補正に計上した市内小・中学校のトイレ洋式化改修工事に係るもので、国の交付金が前倒しで採択となったため年度内完了が困難であることから、繰越明許費を設定するものです。

6 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

先ほど、繰越明許費で説明いたしました小・中学校のトイレ洋式化改修工事に係る起債を追加するもので、小学校施設改修事業は起債の限度額を1,800万円から1億480万円に、中学校施設改修事業は起債の限度額を800万円から3,170万円に、それぞれ増額するものです。

9 ページをお願いいたします。

歳入について、順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

14款1項1目民生費国庫負担金1,228万5,000円の増は、説明欄1、障害児通所給付費等負担金の増で、障害のある児童に必要な訓練などのサービスに係る国庫負担金です。

2項2目民生費国庫補助金170万円の増は、説明欄1、介護保険事業費補助金の増で、介護保険システムの改修費用に対する国庫補助金です。

5目教育費国庫補助金7,482万8,000円の増は、1節小学校費国庫補助金、説明欄1、学校施設環境改善交付金5,877万2,000円の増と、2節中学校費国庫補助金、説明欄1、学校施設

環境改善交付金1,605万6,000円の増で、いずれも市内小・中学校のトイレの洋式化改修工事に係る補助金です。

15款1項1目民生費県負担金は614万2,000円の増となりますけれども、説明欄1、障害児通所給付費等負担金の増で、障害のある児童に必要な訓練などのサービスに係る県の負担金です。

10ページをお願いいたします。

19款1項1目繰越金8,869万5,000円の増は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

20款5項4目旭中央病院共済費3,585万円の増は、説明欄1、千葉県市町村職員共済組合負担金の増で、旭中央病院の非正規職員分に係る共済組合負担金です。

21款1項7目教育債1億1,050万円の増は、1節小学校債、説明欄1、小学校施設改修事業債8,680万円の増と、2節中学校債、説明欄1、中学校施設改修事業債2,370万円の増で、いずれも市内小中学校のトイレの洋式化改修工事に係る起債です。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出になります。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費12万6,000円の減は、説明欄1、議員報酬33万7,000円の減、及び説明欄2、議会関係職員給与費21万1,000円の増で、これらは人事院勧告等を踏まえた期末手当0.05月分の減のほか、議員関係職員給与費については人事異動等に伴う給料等の人件費の増を含むものです。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め、人事院勧告等を踏まえた職員の期末手当の減額と人事異動等に伴う款ごとの人件費の組替えですので、説明は省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。

2款1項2目人事管理費3,585万円の増につきましては、説明欄1、一部事務組合等負担金の増によるもので、先ほど説明いたしました旭中央病院の非正規職員分に係る市町村職員共済組合負担金です。

8目電子計算費547万8,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業の増によるもので、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に係る費用です。

12目諸費4,451万4,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費の増によるもので、国、

県支出金の精算に伴う返還金の増です。

少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

下段になります。

3款3項5目障害児福祉費2,962万7,000円の増は、説明欄1、障害児通所支援事業の増によるもので、障害のある児童に対する各種支援サービスの利用者が増えたため、給付費を増額するものです。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

下段になります。

10款2項1目学校管理費1億7,910万7,000円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業の増によるもので、学校の衛生環境向上のため小学校のトイレ洋式化改修工事を行うものです。

23ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費4,769万5,000円の増は、説明欄1、中学校施設改修事業の増によるもので、小学校と同様、中学校のトイレの洋式化改修工事を行うものです。

歳出の説明は以上です。

26ページをお願いいたします。

1、特別職の給与費明細書です。

表の下のほう、比較の行、左右、中ほどをご覧くださいと思います。

長等の期末手当11万7,000円の減と、その下、議員の期末手当33万7,000円の減は、人事院勧告等を踏まえ期末手当の年間支給率を0.05月引き下げることによる影響額です。

27ページをお願いいたします。

2、一般職（1）総括の表です。

比較の行、合計をご覧くださいと思います。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた職員手当等の引下げによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は1,181万7,000円の減となっております。

32ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の1、普通債の（7）教育債の行の左右、中ほどをご覧くださいと思います。

補正額として1億1,050万円増額しておりますが、内容につきましては、先ほど説明いたしました小学校施設改修事業債と中学校施設改修事業債に係るものです。これにより、令和2年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、326億9,069万7,000円となります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億600万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別の歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款1項1目1節繰越金500万円の追加は、留保しておりました繰越金の一部を今回の補正財源として計上をするものであります。

8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目12節委託料、説明欄の電算機保守委託料500万円はシステムの改修事業費であります。今回、平成30年度の税制改正に対応するため、後期高齢者医療の保険料を算定するシステムを改修するものであります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第6号から議案第10号までと、議案第13号の7議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第3号、議案第6号から議案第10号及び議案第13号の7議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、支所を廃止し出張所を新たに設置するため制定するものであります。

内容を、条文を追って説明いたします。

初めに、第1条は出張所の設置について規定するものです。

次に、第2条は出張所の名称、位置及び所管区域を規定するもので、旭市海上出張所を現海上支所内に、旭市飯岡出張所を現飯岡保健センター内に、旭市干潟出張所をひかた市民センター内にそれぞれ設置するものとし、所管区域はいずれも旭市全域とするものです。

最後に、第3条は委任規定で、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

なお、附則第1項は条例の施行日を令和3年4月1日とするもので、附則第2項は旭市支所設置条例を廃止するものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続いて、議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、海上支所、飯岡支所、干潟支所に設置している掲示場を廃止するに当たり、所要の改正を行うものであります。

お手元の新旧対照表の4ページをご覧ください。

掲示場については、別表において旭市役所前、海上支所前、飯岡支所前、干潟支所前の4か所を定めておりましたが、この表を削り、第2条第2項において旭市役所前の1か所と改めるものです。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、「健康管理課」の名称を「健康づくり課」に変更するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

別表の改正として、「健康管理課」の名称を「健康づくり課」に改めるものです。

また、これに伴う改正として、新旧対照表の6ページをご覧ください。

附則第2項により旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例を改正するもので、第9条中、「健康管理課」の名称を「健康づくり課」に改めるものです。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続いて、議案第8号から議案第10号までの3議案は、令和2年の人事院勧告及び千葉県人

事委員会勧告の趣旨に基づく期末手当の改正が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係は、現行条例第5条における期末手当を改正するもので、令和2年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の225から100分の220に改め、100分の5引き下げるものです。これにより、年間支給率は100分の450から100分の445となります。

次に、8ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係は、ただいまの第1条関係と同じく、現行条例第5条における期末手当の改正でありまして、令和3年度以降の期末手当の支給率を6月期及び12月期共に100分の222.5に改め、年間支給率を100分の445とするものです。

なお、条例の施行期日は、令和2年度分を規定する第1条関係については令和2年12月1日とし、令和3年度以降を規定する第2条関係については、令和3年4月1日とするものです。

次に、9ページと10ページをご覧ください。

議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第8号と同様に期末手当の支給率を改正するもので、改正内容は議案第8号と同様のものとなります。

続きまして、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の11ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係です。

現行条例別表第3の特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当についての種類欄、診療業務手当の次に防疫等作業手当を新たに追加するもので、これは地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給できる体制を確保するように、人事院から通知のあったものです。

手当の額は、日額3,000円としておりますが、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある方も含めて身体に接触した場合、また接触していなくても長時間にわたり

密接して作業を行った場合は4,000円とするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用いたします。

次に、13ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係です。

これは、現行条例第24条第2項中における期末手当を改正するもので、令和2年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の130から100分の125に改め、100分の5引き下げるものです。これにより、一般職の期末・勤勉手当の年間支給率は100分の450から100分の445となります。

次に、14ページをご覧ください。

改正条例の第3条関係は、ただいまの第2条関係と同じく現行条例第24条第2項中における期末手当の改正でありまして、令和3年度以降の期末手当の支給率を6月期及び12月期共に100分の127.5に改め、期末・勤勉手当の年間支給率を100分の445とするものです。

なお、施行期日は議案第8号、議案第9号と同様であります。

次に、15ページと16ページをご覧ください。

改正条例の第4条及び第5条関係で旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

現行条例第8条の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改正を行うものです。

以上で議案第8号、議案第9号及び議案第10号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和3年度の組織・機構の一部再編に伴い、当該施設の管理及び運営を教育委員会に移管するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の19ページをご覧ください。

第4条の改正は、施設の使用許可を行う者について「市長」を「教育委員会」に改めるものです。

第6条の改正は、損害賠償の認定を行う者について「市長」を「教育委員会」に改めるものです。

第7条の改正は、条例の施行に関し必要な事項について「市長が別に定める」を「教育委員会規則で定める」に改めるものです。

また、これに関連する改正として新旧対照表の20ページと21ページをご覧ください。

附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1を改正するもので、火葬施設の項の次に規定するコミュニティ施設使用料を、いいおかユートピアセンターの項の次に移動するものです。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 高根浩司 登壇）

○環境課長（高根浩司） 議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

千葉県は、平成31年4月1日に千葉県再生土条例を施行いたしました。この条例は、埋立面積が500平方メートル以上の埋立事業について再生土の使用を認めるものでございます。一方、本市では埋立面積が3,000平方メートル未満の埋立事業に対し再生土の使用を禁止しています。

そのため、再生土の規制において現在生じている千葉県と本市とのそごを解消するため、千葉県条例からの適用の除外を受け、現行の埋立て条例を廃止しまして本市独自の旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例を新たに制定し、規制の強化を図るものでございます。

それでは、現行の埋立て条例から変更となる主なものを8点ほど申し上げます。

条例案の2ページ、上段をご覧ください。

1点目は、第2条第1項第6号の特定事業に記載がございます。埋立面積が300平方メートル以上の事業について全て適用対象といたします。

2点目は、同じく2ページの第2条第1項第10号に記載がございます。事業主を埋立事業者だけではなく、埋立事業者及び土地所有者といたします。

次に、3ページの下段をご覧ください。

3点目は、第6条に関する規則の制定となりまして、ここでは規則で定めると記載がございますが、内容といたしましては、安全基準を強化するため環境基本法に規定する環境基準の29項目に埋立事業場に隣接する耕作地等を保護するため、塩化物イオン濃度を加えます。

こちらは、施行規則のほうで規定することになります。

次に、5ページ、上段をご覧ください。

4点目は、第11条第2項に記載がございます。同意をいただく土地所有者の範囲を拡大いたします。

具体的に申し上げますと、現行条例では、採取土砂、いわゆる山砂による埋立ての場合は同意は不要で、残土の埋立ての場合は埋立て区域から300メートル以内の世帯主及び農業施設の所有者の4分の3以上の同意が必要となっておりました。新条例では、採取土砂等による埋立ての同意は不要とし、残土による埋立ての場合は、埋立区域から500メートル以内に居住する住民に対し、まず住民説明会を実施し、かつ当該区域に居住する世帯の10分の8以上の同意を必要とします。また、居住する世帯が30世帯未満の場合は、当該区域の土地所有者に対しても特定事業の説明をし、同じく10分の8以上の同意を必要といたします。

続きまして、6ページ、中段をご覧ください。

5点目は、第12条第1項に記載がございます。事業の実施に当たっては、現行条例には規定されていませんでしたが、事業主等はあらかじめ事業計画書等により事前協議が必要となります。

次に、10ページ、上段をご覧ください。

6点目は、第15条第1項第7号に記載がございます。特定事業が改良土を使用するものではないこと、これにより改良土、再生土の使用を禁止とします。

次に、12ページ、上段をご覧ください。

7点目は、第18条第1項に記載がございます。名義貸しについての規定は今までありませんでしたが、名義貸しを禁止とする一文を加えることといたします。

次に、8点目ですがお手元にお配りしてあります新旧対照表の1ページ及び2ページを参考にご覧いただきたいと思います。

このたびの条例の制定で、埋立ての許可申請手数料、こちらを見直しいたします。現行の埋立て条例では、新規許可申請が2万円、変更許可申請が1万円でしたが、新条例では、新規の許可申請で3,000平方メートル未満のものは2万円、3,000平方メートル以上のものは4万8,000円、また変更許可申請では、3,000平方メートル未満のものは1万円、3,000平方メートル以上のものは2万8,000円、あともう一つ、新たに譲り受け許可申請手数料を2万8,000円としまして、埋立面積に応じて申請手数料を設定するものでございます。

この新条例を制定し、土壌の汚染及び地下水の汚染等の発生を未然に防止するため、必要

な規制を行うことにより、市民の生活環境の保全を目的とするものでございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第5号の補足説明を求めます。

水道課長、ご登壇ください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） 議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、令和3年4月1日からの上下水道課設置に備え、公営企業として統一的な業務運営を図るため、現行の水道事業及び下水道事業の二つの設置等に関する条例を統合し、地方公営企業法の適用により、新たに本条例を制定するものでございます。

なお、条例の内容につきましては現行条例の規定と大きな変更はございません。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをご覧ください。

まず、第1条は本条例の趣旨でございまして、地方公営企業法の規定に基づき、旭市が経営する公営企業の設置等について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、旭市が設置する公営企業として、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業をそれぞれ各号に規定するものでございます。

第3条は、第1項で経営の基本について、第2項から第4項において、各事業の給水区域・処理区域等をそれぞれ規定するものでございます。

第4条は、水道事業を除く公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定の全部を適用することを規定するものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

第5条は、組織についてでございますが、第1項は公営企業に管理者を置かないものとする、第2項は公営企業の事務を処理させるために上下水道課を置くことを規定するものでございます。

第6条から第8条につきましては、公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項をそれぞれ規定するものでございます。

第9条は、次の3ページにかけて業務状況説明書類の作成及び公表について規定するものでございます。

最後に、附則でございますが3ページ、中ほど、やや上になります。

まず、第1項は本条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

第2項及び第3項は、本条例の制定に伴う現行条例の廃止及び経過措置に関する規定でございます。

第4項は、本条例の制定に伴い、旭市水道事業給水条例の第1条中、旭市水道事業の設置等に関する条例を旭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正するものでございます。

なお、第4項の改正案を、別冊の新旧対照表3ページに掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 椎名 隆 登壇）

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

福祉事務所については、社会福祉法第14条第1項の規定により、都道府県及び市は福祉に関する事務所を設置することとされておりますが、今回、市役所本庁舎の移転に伴い、その市福祉事務所の位置を改正するものであります。

新旧対照表、17ページをお願いいたします。

第2条第2号中、位置、「旭市ニの1920番地」を「旭市ニの2132番地」に改めるものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、健康管理課長、登壇してください。

(健康管理課長 遠藤茂樹 登壇)

○健康管理課長(遠藤茂樹) 議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、現在、旭市内にある3か所の保健センターを1か所に集約するため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の18ページをご覧くださいと思います。

第2条を改正するもので、旭市保健センターと旭市海上保健センター機能を廃止いたしまして、現在飯岡にあります保健センター1か所に集約し、名称を旭市保健センター、位置を旭市横根3520番地と定めるものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長(伊藤 保) 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、消防長、登壇してください。

(消防長 川口和昭 登壇)

○消防長(川口和昭) 議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、電気自動車の走行距離の延伸や大容量の電池を搭載した電気自動車の開発に伴い、短時間で充電できる高出力の急速充電設備が普及することを踏まえ、規制範囲を拡充するものであります。

お手元の新旧対照表、23ページをご覧ください。

燃料電池発電設備、第8条の3第1項につきましては、第44条第10号に急速充電設備の届出が追加されるため、1号繰り下げたものであります。

続きまして、急速充電設備、第11条の2第1項につきましては、「電気自動車等」と「第12号において同じ。をいう。」を加え、今回の改正の主要となります全出力の「50キロワット」を「200キロワット」に改めるものであります。

次に、各号の繰り下げを行い、新たな規定の追加等を行っております。

第11条の2第1項第1号につきましては、次の24ページの上から2行目をご覧ください。

一定条件以外の急速充電設備を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこととされ、火災による延焼防止を図るための追加規定となります。

次に、第5号から第7号につきましては、文言を電気自動車等に改めるものであります。

次に、第13号から第16号につきましては、急速充電設備の構造に係る内容となります。

第13号は、充電用コネクタの接続に伴う落下防止の対策。第14号から、次の25ページ、第16号までは、各機器の異常を自動的に検知し停止させる対策であります。これらは、高出力化による電流の増大に伴い、急速充電設備からの出火防止等を図るための追加規定となります。

続きまして、水素ガスを充填する気球、第17条、また、これに関連する規定につきましては、この改正に伴い、充てんの「てん」という平仮名を漢字に改めるものであります。

次に、26ページをご覧ください。

火を使用する設備等の設置の届出、第44条第10号につきましては、50キロワットを超える急速充電設備の届出を追加したものです。施行日につきましては、令和3年4月1日であります。

また、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置等されているものは改正後の第11条の2第1項に規定する基準の適用については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 加瀬政吉 登壇）

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

このたびの行政組織・機構の再編により、教育委員会事務局の庶務課と学校教育課を統合し、令和3年4月1日から新たに教育総務課とすることを受け、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の27ページをお願いします。

表の左側、現行の第10条及び第22条中、「教育委員会事務局学校教育課」を、表の右側、改正案として「教育委員会事務局教育総務課」にそれぞれ改めるものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第16号、議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 遠藤泰子 登壇）

○市民生活課長（遠藤泰子） 議案第16号及び議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき

意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和3年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第16号で推薦したい方は、旭市ニの3437番地にお住まいの鈴木志敏氏、昭和29年6月27日生まれの方です。

鈴木志敏氏は、長年にわたり小・中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、子どもの人権問題や同和教育について豊富な知識と経験があります。また、平成27年6月から旭市男女共同参画推進懇話会委員、平成27年12月から民生委員・児童委員を務められています。

なお、平成30年4月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

次に、議案第17号で推薦したい方は、旭市鎌数2115番地にお住まいの伊藤兼道氏、昭和31年11月1日生まれの方です。

伊藤兼道氏は、長年にわたり小学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験があります。また、令和2年3月から保護司を務められており、温厚誠実な人柄で、地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第16号及び議案17号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は11月30日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時40分